

令和5年10月13日

庶 務 課

**江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の
公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について**

1 趣旨

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行等を踏まえ、条例の一部を改正する。

2 改正内容

介護補償の限度額をそれぞれ次のように引き上げる。

- (1) 常時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の最高限度額

171,650円 → 172,550円

- (2) 常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合

75,290円 → 77,890円

- (3) 随時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の最高限度額

85,780円 → 86,280円

- (4) 随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合

37,600円 → 38,900円

3 新旧対照表

2 ～ 3 ページのとおり

4 施行期日等

公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の

公務災害補償に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
第1条～第11条 (略) (介護補償) 第12条 (略) 2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 介護補償に係る障害(障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。)が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合(次号において「常時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(同号に掲げるときを除く。) その月における介護に要する費用として支出された額(その額が<u>171,650円</u>を超えるときは、<u>171,650円</u>) (2) 常時介護を要する場合において、その月(新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。)に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>75,290円</u>以下であるときに限る。) <u>75,290円</u> (3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合(次号において「随時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある	第1条～第11条 (略) (介護補償) 第12条 (略) 2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 介護補償に係る障害(障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。)が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合(次号において「常時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(同号に掲げるときを除く。) その月における介護に要する費用として支出された額(その額が<u>172,550円</u>を超えるときは、<u>172,550円</u>) (2) 常時介護を要する場合において、その月(新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。)に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>77,890円</u>以下であるときに限る。) <u>77,890円</u> (3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合(次号において「随時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある

とき(同号に掲げるときを除く。) その月における介護に要する費用として支出された額(その額が<u>85,780円</u>を超えるときは、<u>85,780円</u>) (4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>37,600円</u>以下であるときに限る。) <u>37,600円</u> 第13条～第30条 (略) 別表 (略)	とき(同号に掲げるときを除く。) その月における介護に要する費用として支出された額(その額が<u>86,280円</u>を超えるときは、<u>86,280円</u>) (4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>38,900円</u>以下であるときに限る。) <u>38,900円</u> 第13条～第30条 (略) 別表 (略) 附 則 (施行期日等) 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、令和5年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。 (経過措置) 2 新条例第12条第2項の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
---	---